

豊郷地区

I 協議体の概要

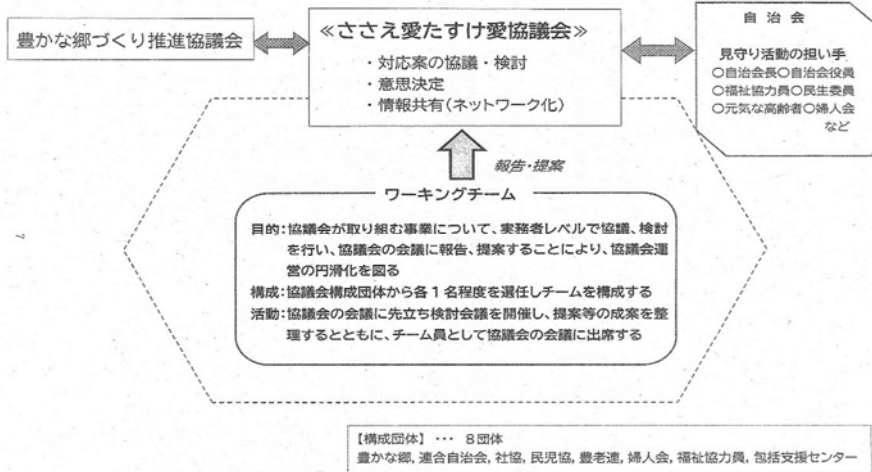
名 称	豊郷地区ささえ愛たすけ愛協議会		
設置年月日	令和3年3月17日	開催頻度	全体会 2回/年 ワーキングチーム 3回/年
構成団体 (◎：事務局)			
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会 (豊かな郷づくり推進協議会)	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他 (婦人会)	
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用 ()		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年～	地域ケア会議を中心に地域包括ケアシステムや第2層協議体の取組等について、各種地域団体の関係者で意見交換		
平成29年10月	地区社会福祉協議会 (市出前講) → 地域包括ケアシステムについて共通認識を図った。		
平成30年7月	地区社会福祉協議会合同研修会 (参加者：地区社協役員、自治会長、民生委員、福祉協力員) → 地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図った。		
令和2年2・7月	豊かな郷づくり推進協議会健康福祉部会 (参加者：自治会、民児協、地区社協、老人クラブ、健康づくり、体育協会、子ども会育成会、包括等) → 地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図った。		
9月	豊かな郷づくり推進協議会健康福祉部会 (参加者：自治会、民児協、地区社協、老人クラブ、健康づくり、体育協会、子ども育成会、包括等) → 事務局や構成団体等について検討		
10月	自治会長会議 → 地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図った。		
〃	第2層協議体設立に向けての打合せ会 (参加者：まち協、自治会連合会、地区社協、民児協、老人クラブ、包括等) → 豊郷地区第2層協議体の設置要綱、協議体の名称等について検討		
令和3年 3月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと)			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長を対象とし、地域福祉の意識・実態把握を目的としたアンケート調査を実施 		
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果を踏まえた取組の検討 安心・安全情報キットの更新・推進 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に係る意識醸成を目的として「福祉のしくみ※」を自治会長会議にて配布 ※ 見守り活動や地域の支え合い活動について分かりやすくまとめた冊子 (豊郷地区社協作成) 		

II 取組事例

【ワーキングチームの設置】

人口規模・地区面積が大きく、多様な地域性（人口約 34,000 人、41 自治会）を踏まえ、各種団体から選出された実務者レベルで構成し、具体的な検討を行う、「ワーキングチーム」を設置している。また、ワーキングチームには、元介護事業従事者などの専門的な経験を有する地域の方にも参加いただくことにより、より実効性のある体制としている。

【豊郷地区ささえ愛たすけ愛協議会の推進体制】



【自治会を対象としたアンケート調査の実施】

【地域福祉に関するアンケート調査】

調査項目	回答者数	回答率	有効回答数
1. 「豊郷地区より豊郷地区協議会」について 「協議会」が活動している地域はありますか？ （※協議会が活動している地域は「はい」、活動していない地域は「いいえ」と回答してください）	はい	いいえ	
2. 自治会内で協議会についてお聞きします ①自治会内で協議会についてお聞きします （※協議会が活動している地域は「はい」、活動していない地域は「いいえ」と回答してください）	はい	いいえ	
②協議会が活動している地域はありますか？ （※協議会が活動している地域は「はい」、活動していない地域は「いいえ」と回答してください）	はい	いいえ	
③協議会が活動している地域はありますか？ （※協議会が活動している地域は「はい」、活動していない地域は「いいえ」と回答してください）	はい	いいえ	
3. 自治会内の見守り活動についてお聞きします ①見守り活動はありますか？ （※見守り活動は「はい」、見守り活動がない地域は「いいえ」と回答してください）	はい	いいえ	
②見守り活動はありますか？ （※見守り活動は「はい」、見守り活動がない地域は「いいえ」と回答してください）	はい	いいえ	

- ◆ 対象：豊郷地区内 41 自治会
- ◆ 方法：郵送による発送・地区市民センターへの提出
- ◆ 目的：各自治会に対して、協議体の発足について周知するとともに、単位自治会における高齢者の見守り活動の状況や、自治会内での関係者間の連携状況等について把握するもの
- ◆ 内容：
 - ・ ささえ愛たすけ愛協議会の発足について知っているか
 - ・ 自治会内で、地域福祉について打合せを行っているか
 - ・ 自治会内での問題について
 - ・ 見守り活動の状況について
 - ・ 地域福祉について、地区全体で取り組んでいくべきこと 等

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ ささえ愛たすけ愛協議会の周知に繋がった。
- ・ 各自治会の活動状況や、体制などについて把握することができた。

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 人口規模・地区面積が大きく、多様な地域性を有する中で、まち協（豊かな郷づくり推進協議会）をはじめ、自治会や民児協、地区社協、婦人会など、多様な関係者が関わり、地域の課題や取組について議論を行う場ができた。

IV 今後の方向性

- ・ アンケート調査結果を踏まえた取組の検討
- ・ 見守り活動の充実に向けた「安心・安全情報キット」の更新・推進

豊郷地区地域包括ケアシステム第2層協議体

豊郷地区ささえ愛たすけ愛協議会設置要綱

(目的)

第1条 豊郷地区において、一人暮らし高齢者等が安心して暮らしていくことができるよう、地域における見守りや支え合い、助け合い、相談体制など支援のための仕組みづくりを推進し、情報収集及び情報提供を行うことにより、地域全体として高齢者支援の意識の啓発、高揚を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 協議体の名称を「豊郷地区ささえ愛たすけ愛協議会」とする。

(事務所)

第3条 協議体の事務所を、豊郷地区市民センター内に置くものとする。

(組織)

第4条 協議体は、設立の趣旨、目的に賛同する地域活動団体等により組織するものとし、設立時における団体等は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第5条 協議体は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地域の情報収集と共有化の推進
- (2) 各自治会における見守り等の仕組みづくり、人材発掘の推進
- (3) 地域課題やニーズ把握のための調査、アンケート等の実施
- (4) 一人暮らし高齢者等支援に係る意識啓発、高揚のための研修会等の実施
- (5) その他目的達成のために必要な事業

(会議)

第6条 協議体の会議は、全構成団体等の出席による合議制とする。

2 会議は、定例会及び臨時会とし、会長が招集する。

3 定例会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画案、予算案
- (2) 事業報告、決算報告
- (3) 役員を選任
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項

(役員)

第7条 協議体に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長(若干名)
- (3) 会計

(4) 監事(豊かな郷づくり推進協議会監事をもって充てる)

2 役員の任期は、所属団体の任期とする。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会議において定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和3年3月17日から適用する。

(別表第1)

団 体 等 の 名 称	代 表 者 名
豊かな郷づくり推進協議会	会長 首 藤 慎 二
豊郷地区連合自治会	会長 首 藤 慎 二
豊郷地区社会福祉協議会	会長 小 林 照 芳
豊郷地区民生委員・児童委員協議会	会長 石 嶋 啓 造
豊老連	会長 中 澤 明
豊郷地区婦人会	会長 綱 河 和 子
福祉協力員連絡会	会長 岩 下 靖 弘
地域包括支援センター豊郷	所長 後 藤 薫

地域福祉(見守り活動)に関するアンケート

自治会名： _____ 自治会

質 問 事 項	回 答 欄 (○をつけて下さい)
1 「豊郷地区ささえ愛たすけ愛協議会」について	
豊郷地区ささえ愛たすけ愛協議会が、令和3年3月に発足したことをご存じでしたか	はい いいえ
2 自治会内の連携についてお聞きします	
①自治会内で地域の福祉についての打合わせをしていますか	はい いいえ
→ はい と答えた方にお聞きします	
<ul style="list-style-type: none"> ・会議はどのくらいのペースで行っていますか ・参加する団体個人は誰ですか ・会議で問題となっていることは何ですか 	<p>年 回 ・ 月 回</p> <p>自治会役員・民生委員・福祉協力員・婦人会 元気な高齢者・ケアマネージャー (その他ご記入ください)</p>
→ いいえ と答えた方にお聞きします 今後、検討する予定はありますか	
3 自治会内の見守りや支えが必要な方を把握していますか	はい いいえ
→ はい と答えた方にお聞きします	
<p>①その方はどんなことが困っていると思いますか (該当するもの全てに○をつけてください)</p>	<p>買物・ごみ出し・相談や話し相手・通院・物忘れ ・日常の家事・庭の手入れ・緊急時の連絡先 (その他ご記入ください)</p>

<p>→ <u>いいえ</u> と答えた方にお聞きします その理由は何ですか</p>	<p>(理由をご記入ください)</p>
<p>②見守りや支えが必要な人に何か活動をしていますか</p>	<p>はい いいえ</p>
<p>→ <u>はい</u> と答えた方にお聞きします それはどんな活動ですか (該当するもの全てに○をつけてください)</p>	<p>あいさつ運動・見守り活動・災害時等の安否確認 ・相談や話し相手・交流の場の提供・生活支援 (ゴミ出し, 買い物等) (その他ご記入ください)</p>
<p>→ その活動は主に誰が担当していますか (該当するもの全てに○をつけてください)</p>	<p>自治会役員・民生委員・福祉協力員・婦人会・ 元気な高齢者・その他 ()</p>
<p>→ <u>いいえ</u> と答えた方にお聞きします。 その理由をお聞かせください。</p>	<p>人員不足・他の団体との連携が取れない ・市の支援体制が整っていない ・福祉の仕組みが分からない (その他ご記入ください)</p>
<p>③自治会独自に活動していることがあれば回答欄にご記入ください。</p>	<p>(ご記入ください)</p>
<p>4 豊郷地区全体として地域福祉に取り組んでいく上で、望みたい事はありますか。回答欄にご記入ください</p>	<p>(ご記入ください)</p>

福祉のしくみ

～地域包括ケアシステム学習の前に～



豊郷地区社会福祉協議会

なぜ、地域住民による支え合いや 見守りが必要なのでしょう

少子高齢社会、核家族化、プライバシーの重視等を背景に、家族や地域におけるつながりと支えあい機能が低下し、孤立する人々が増えています。

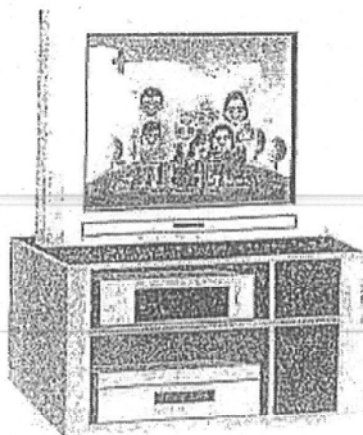
今こそ、「困ったときはお互い様」のご近所づきあいの大切さを見直し、自分たちの地域を自分たちの手でより良くするための取り組みが必要とされています。

地域の人との関係、
家族や親せきとの関係がうすれています。
人との付き合いがなく孤立した状態で
生活している人が増えていませんか？



<孤立した生活をもたらすもの>

- ・生きがいの低下
- ・孤立死
- ・食事の偏り
- ・消費者被害
- ・虐待、自殺
- ・健康の悪化
- ・犯罪
- ・ゴミ屋敷 等々



今日も誰とも
話さなかった

自治会・町内会で地域の見守りのしくみづくりをしましょう。

まずは、“話し合い”から

日頃のさりげないご近所づきあいから少しステップアップして、自治会や町内会一体となって自分たちの地域で見守りあい・支えあいの活動を考えてみましょう。

まずは“地域を知る”ところから

自治会内の地図を広げて話をしたり、座談会をしたり、アンケートを取ってみたり皆で地域の情報を知り共有することで、今後の話し合いや活動を進めるうえでの土台になります。

ポイントは…

- 地域の実情に合った方法で
- 地域の資源（人・物など）を生かして
- できるところから、無理なく

自分たちの地域に合った方法で始めてみましょう

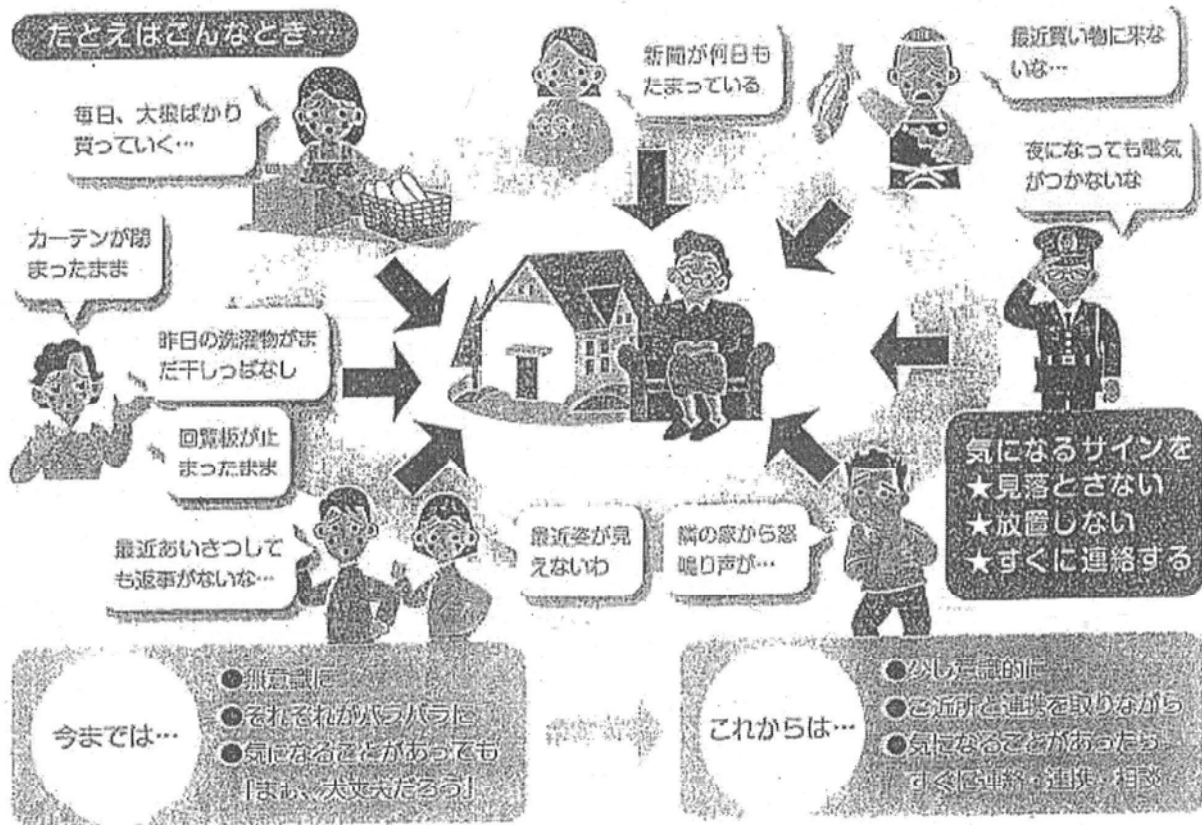
- 自治会の中で困っている人はいるか？
- 災害があった時、要援護者は安全に逃げられるか？
- 地域の良いところや自治会の活動を見直してみましょう。



ご近所同士互いに 気にかけてあげましょう

互いに気にかけてあう地域づくり

地域ではちょっとした心がけが安心できる地域づくりにつながります。
お互いを気遣いあい、相手に関心を寄せる、ちょっとした困りごとがあったら「助けて」と
言い合える関係をつくりましょう。
以下のような状況を見過ごさず、声を掛けてみるなどして気にかけてあげてみましょう。



「あれ、どうしたんだろう？おかしいな」
気になるサインがあった時には、すぐに連絡・相談しましょう。

ご近所やその方の知り合い

直接インターホン、または電話で

地域の民生委員や自治会長

連絡電話番号を見えるところに

地域包括支援センター

☎ 616-1237

警察・消防

生命に関わる場合、

虐待や死亡が疑われる場合は

ためらわずに通報を

見守り活動とは

ところで、「見守り」という言葉は日頃からよく使われますが、そのとらえ方は人それぞれです。そこで、本書において「見守り活動」を次のとおり整理することにしました。見守りの定義というわけではありませんが、言葉の意味を共有することで、取り組みのイメージを同じくしていきたいと考えました。

見守り活動

穏やかな見守り

<家の外から様子を見る>

気になっている人とじかに接することなく、安否を確認したり、生活状況をそれとなく判断するやり方。

<具体例>・郵便受けに新聞や郵便物がたまっている

- ・洗濯物が何日も干したままになっている
- ・テレビの音量がすごく大きい
- ・カーテン、雨戸が日中も明かない、夜間に閉められない
- ・回覧板が戻って来ない
- ・ずっと家の中に引きこもっている

<声かけ、あいさつ>

気になる人と出会ったとき、あいさつしたり声をかけるやり方。関係づくりの第一歩になる。場所は、ごみステーション、道ばた、スーパーなど

<交流の場>

高齢の方々が集まる機会を提供あるいは利用して、そこで生活状況や安否を確認するやり方。例えば、サロン活動や地域のお祭り等

<訪問>

主として民生委員(あるいは福祉協力員)がひとり暮らし高齢者のお宅を訪問して、本人から健康状態や生活上の困りごとをお聞きする。ときには相談に応じ、必要な機関につなぐことも。秘密は固く守る。

しっかりとした見守り

豊郷地区社会福祉協議会

<参考>去る5月15日(土)に開催された総会資料をお持ちの方は、p.14～p.18に会則が掲載されています。ふだんあまり馴染みがないと思いますが、一度ご覧ください。

【組織の構成】・連合自治会・民生委員児童委員協議会・婦人会・福祉協力員連絡会
◎各自治会に支部を設置し、自治会長が支部長を務める

【財政基盤】・毎年連合自治会の全面的なご協力を頂いて、4回にわたり募金活動にお世話になっております。順に挙げると、①宇都宮市社会福祉協議会会費②日本赤十字社社資③共同募金④歳末助け合い募金です。

・p.3の収支決算書にあるように、上記のうちから一定の額が地区社協に還元、配分され、本会の事業に対する貴重な財源になっています。

【具体的な活動例】

1. サロン活動

住民が気軽に集い交流する場として、ふれあいいいききサロン活動を行っている地区が増えています。現在当地区内の41自治会のうち過半数の21自治会でサロン活動が行われています。市内でもトップクラスの活況です。運営主体は自治会役員、福祉協力員、老人クラブなどさまざまです。

2. 安心・安全情報キット

緊急事態において救急車の出動を要請した際、本人の緊急連絡先(名前、電話番号)、かかりつけ医、既往症や服用している薬等を記載した用紙を筒に入れ、冷蔵庫内に入れておくためのキットです。

自治会を中心として、必要な人を調査のうえ対象者にキットを配ります。情報は時とともに変わるので、1年ごとに更新したいところです。詳しくは、自治会長、民生委員または福祉協力員にお尋ねください。



「安心・安全情報シート」

私は、安心・安全情報シートの情報を、救急隊・消防隊および搬送先の医療機関が活用することに同意します。

初めて記入した日	平成 年 月 日				
情報を更新した日	①平成 年 月 日	③平成 年 月 日			
	②平成 年 月 日	④平成 年 月 日			
ふりがな				明治	
お名前	男・女			大正	
				昭和	年 月 日生
住所	電話番号			028-	
				携帯	
かかりつけの 病院・医院	1 番 目		2 番 目		
	医療機関名				
	主治医 (診療科目)		先生		先生
			(科)		(科)
緊急時の 連絡先	氏 名	続柄	電 話	同居・別居	住 所
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	

身体状況	●血液型 [A型・B型・O型・AB型・不明]
	●アレルギー [有り・無し・不明]
	●主な持病や障がい
飲んでる薬	

社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会

安心・安全情報シート(以下、情報シート)の記入とキットの保管

①「情報シート」に必要事項を記入します。

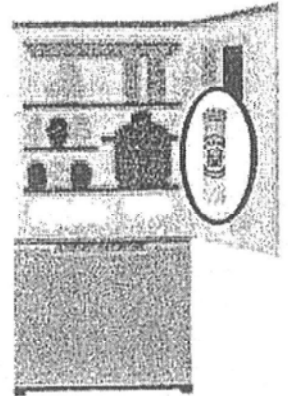
書き方がわからない場合は、届けてくれた方と一緒に書いてみましょう。そこで知り得た個人情報外部に漏れることはありません。

記載した情報に、変更があった場合は、その都度訂正してください。常に最新の情報が記載されることが大切です。

②記入した「情報シート」を「保管容器」に入れ、

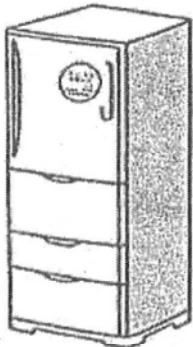
『冷蔵庫』のわかりやすい場所(扉の内側、飲み物を入れるところ)に保管します。

多くのご家庭の、台所にある冷蔵庫に保管することで、救急隊員や救助者がすぐにキットを見つけることができます。



「情報シート」のほかにも、必要に応じて「健康保険証のコピー」「お薬手帳」「顔写真」などを入れておくことも効果的です。

ステッカーの貼り付け



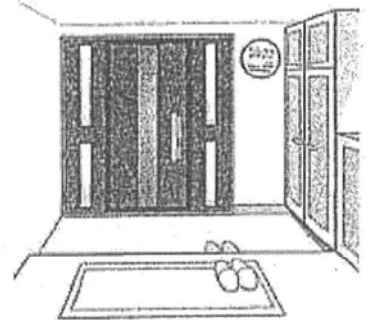
ステッカーは、かけつけた救急隊員や救助者が、キット設置の有無を即座に確認できるよう、

①冷蔵庫の扉の「右上」

②玄関の内側の見やすいところ

に貼ってください。

定められた場所に貼っていただく事が迅速な対応につながります。



※玄関は、外から見えないところに貼ってください。

また、ご家庭の都合などで、所定の場所やその近くにも貼ることが難しい場合は、冷蔵庫への貼付を優先してください。

活用にあたって、次のことをご了承ください

- ① 救急時および災害時、キット設置のステッカーが確認できた場合、ご本人およびご家族等の同意を得ることなく、冷蔵庫を開けてキットを取り出すことがあります。
- ② キットは、救急隊員や救助者が必要と判断した場合に活用いたします。そのため、キットが設置されていることがわかっている場合にも、活用されない場合もあります。
- ③ 情報シートに救急隊員への伝達事項が記載されていても、必ずしもその伝言を実行できないことがあります。

【お問い合わせ】

〒320-0806

栃木県宇都宮市中央1-1-15 (宇都宮市総合福祉センター内)

社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会

TEL 028-636-1215 FAX 028-638-9856

福祉協力員制度

社会福祉法第4条(後註)に依拠し、本市では平成21年度に市内39地区社協に設置された「住民相互の支え合い助け合い活動」です。

註「社会福祉法第4条」:地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない

福祉協力員とは

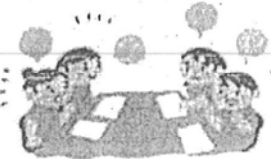
- 1(資格)健康で思いやりのある方であれば、年齢、性別は問いません。
- 2(委嘱)自治会長が推薦し、宇都宮市社会福祉協議会会長が委嘱します。
- 3(任期)任期は2年間、ただし再任は妨げません。
- 4(範囲)受け持つ範囲は、1人当たり約50世帯です。
- 5(職務)近隣の福祉上の課題を抱えている方々に対して、見守りや声かけ等を行い、悩みや不安、孤独感の解消を図りながら地域福祉の推進に寄与します。
- 6(守秘義務)職務上知りえた秘密を漏らしてはいけません。
- 7(報酬)手当、報酬はありません。ボランティア・ベースです。
- 8(補償)活動中の事故等に関しては、市民ボランティア活動補償制度で対応します。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口であり、地域の一大拠点です。

地域包括支援センター豊郷は、豊郷中央小の南東に立地し、主任ケアマネージャー、保健師(看護師)、社会福祉士の総勢8名のスタッフが支援に全力で取り組んでいます。電話番号は…616-1237です。

地域包括支援センター4つの業務

<h4>介護予防ケアマネジメント</h4> <p>要介護にならないように 介護予防支援を行う</p> 	<h4>総合相談</h4> <p>必要なサービスや制度を紹介</p> 
<h4>権利擁護</h4> <p>成年後見制度活用のサポートや 虐待防止への取り組み</p> 	<h4>包括的・継続的ケアマネジメント</h4> <p>地域ケア会議の開催やケアマネ支援など</p> 

民生委員児童委員・主任児童委員

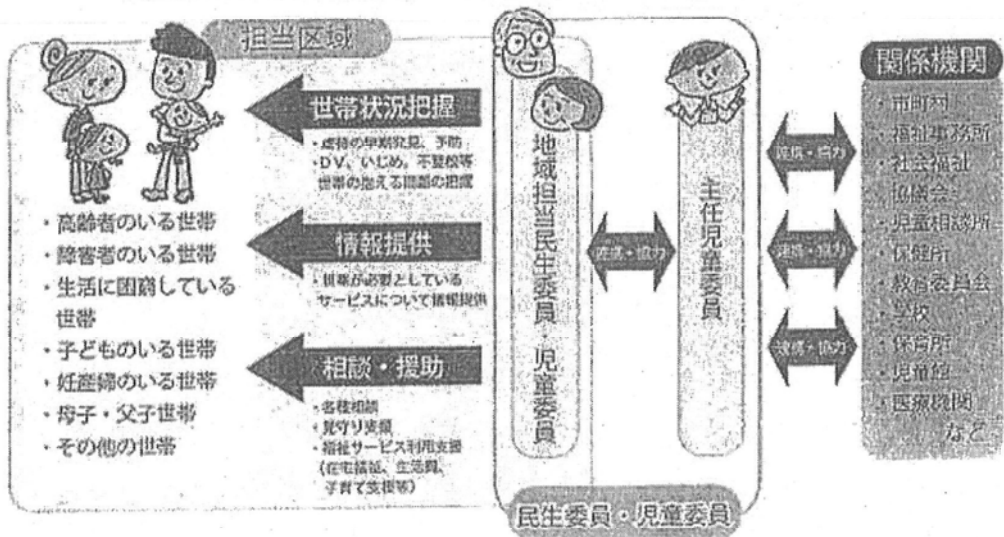
民生委員法に規定され、市町村に配置されている民間の奉仕者です。宇都宮市長と厚生労働大臣から委嘱を受けている「非常勤の特別職の地方公務員」との立場です。任期は1期3年で、再任はかろうです。報酬は受けず、最小限の必要経費(通信費、交通費等)が活動費として支給されます。

100年以上にわたる歴史があり、昔は生活困窮者の支援が主な役割でした。近年になって高齢化とともに高齢者の見守りといった業務が増大しました。また、児童虐待等が社会問題となつてからは、民生委員は児童委員も兼ねることになって現在の呼び名となりました。

民生委員児童委員は、地域住民からのさまざまな生活上の困りごとや心配ごとの相談に応じ、適切な支援やサービスにお繋ぎします。内容としては、高齢者のこと、障がい者のこと、児童に関すること、生活困窮に関すること等多岐に及びます。豊郷地区内には41名の民生委員児童委員と3名の主任児童委員(後註)とで民生委員児童委員協議会(略称:民児協)として、連合自治会、地区社協、包括支援センターと常に連携をとりながら活動しています。どんなことでも遠慮なくご相談ください。秘密は守ります。

<註:主任児童委員>子育て不安の高まりや児童虐待等児童に関する問題が複雑化・多様化するなか、平成6年(1994)の法改正で制度化されました。任期は1期3年で、再任が可能です。主任児童委員は原則として区域を担当せず、区域を担当する児童委員との連携調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助と協力を行います。特に地区内の小・中学校との結びつきが強いのが特徴と言えます。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について



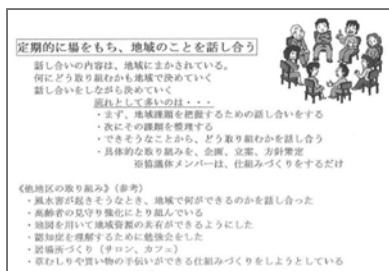
◎地域の担当民生委員児童委員に相談したいと思っても名前・連絡先がわからない、そんなときは自治会長さん、地区市民センター(まちづくり支援グループ ☎660-2340)、または地域包括支援センターにお問い合わせください。

II 取組事例

【多様な地域団体との意見交換】

まちづくり推進委員会に参画している多様な地域団体や、民生委員、福祉協力員等を集め、地域包括ケアシステムや第2層協議体の勉強会を行い、西地区の現状や今後の課題について意見交換を行った。

【意見交換時の資料】



経緯：

- 令和2年 10月 勉強会①：民生委員、福祉協力員
→ 各地域団体の活動における課題について意見交換
- 11月 勉強会②：まちづくり推進委員、自治会長
→ 課題等について意見交換
- 12月 コアメンバーによる準備会を設置
→ 意見交換会を踏まえた、今後の進め方について検討
⇒ アンケート調査の実施について検討
- 令和3年5～6月 困りごと把握を目的としたアンケート調査実施

効果（検討中の場合は、期待する効果）

各地域団体における課題や、民生委員や福祉協力員が把握している身近な情報を共有することから、協議体としての取組に繋がっていくことについて、共通認識を持つことができた。

#

【NPO法人と連携した生活支援ボランティアの検討・実施】

【生活支援ボランティアチラシ】



経緯：

- 令和4年 3月 地域における助け合い活動の必要性について、第2層協議体にて共通認識を図った。
- 8月 支援内容及び受付の流れ等について検討
大学生との連携について検討
- 11月 料金及び今後の方向性について検討

対象：地区内の高齢者

内容：庭の草むしり、落ち葉拾い、芝刈り、窓ふき 等

料金：1時間1,000円 ※ 30分ごとに500円

期間：令和4年11月～令和5年3月（試験実施）

効果（検討中の場合は、期待する効果）

NPO法人等と連携し、生活支援ボランティアの実施に向けた検討を行うことにより、悩みごとや困りごとの解決に対する共通認識を持つことができた。

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 各地域団体の現状や、活動する上での課題についても共有することができた。
- ・ PTAや小学校等にも参加してもらい、意見を募ったことにより、地域全体で高齢者を支えていく必要性について話し合うことができた。

IV 今後の方向性

- ・ 第2層協議体や地域の支え合いについて、地域住民への理解促進や周知の方法について検討していく。
- ・ NPO法人や大学生との連携の在り方について検討し、協力体制を構築していく。

西地区ひまわり協議体実施要項

(名称)

- 1 本会は、「西地区ひまわり協議体」(以下協議体)と称する。

(目的)

- 2 西地区は、宇都宮市内中心部に位置するも、少子高齢化が顕著な地区である。そのため地域全体が楽しく心豊かにふれあえる、活力あるまちづくりを合言葉に活動している。その中心となるのは高齢者への福祉活動である。併せて子供の見守り・子供の育成等、地域が抱える様々な問題も家庭・学校・地域が一体となって協力し合っている。協議体は誰もが住みよいまちづくりの推進を目指し、それが大きな輪となることを目標としている。

(組織)

- 3 協議体は、別表1に定める構成団体から選出された運営委員、別表2に定める地域推進員をもって構成する。

(役員)

- 4 協議体には次の役員を置く。なお役員は運営委員に定められた者の中から選出する。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	3名
(3) 事務局長	1名
(4) 会計	1名
(5) 監事	2名

(任期)

- 5 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。なお、欠員が生じた時は、これを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

- 6 協議体の会議は、推進委員会、運営委員会、全体会とする。
 - (1) 推進委員会は、役員及び地域推進員をもって構成する。原則として毎月1回開催する。また、必要に応じて会長が招集する。
 - (2) 運営委員会は運営委員をもって構成する。原則として隔月開催をする。
 - (3) 全体会は、原則年1回開催する。但し、開催の必要性が生じた時は、会長が招集する。

7 (活動内容)

- (1) 高齢者の生活実態をふまえて、支援活動の体制づくりを図る。
- (2) 地域内における子育て世帯の支援の在り方についての調査研究を行う。
- (3) 地域の人が気軽に集まれる場所や機会づくりの推進を図る。
- (4) 高齢者一人暮らし見守りネットワークの充実を図る。
- (5) 地域住民への理解を深めるため広報誌による周知を図る。

8 (附記)

この要項は、令和2年4月1日より施行する。但し要項を改定するにあたっては、推進委員会で検討し、運営委員会で過半数の賛成を得たのち、全体会に報告する。

別表1 ()

西地区まちづくり推進委員会	西地区連合自治会
西地区社会福祉協議会	西地区交通安全推進協議会
西地区民生委員児童委員協議会	西地区老人クラブ連絡協議会
西地区青少年育成会	西地区体育協会
西地区婦人会	西小学校
西小学校 PTA	第4分団
西小学校同窓会	宮ヒルズ活性化委員会
さくら西包括支援センター	地域住民の代表者

別表2 ()

協議体役員 (協議体会長 副会長 事務局長 会計)
包括支援センター担当者
担当地区民生委員 福祉協力員各班長 該当自治会長
地域住民の代表者

西地区地域の支え合い事業

はじまります

西地区の若者・子どもたちが、暮らしのお困りごとをお手伝いします。

できる
こと

庭の草むしり、落ち葉拾い、芝刈り、窓ふき、家財の移動等…

※ごみ・廃棄物の処分は承っておりません。ご自身で出していただくか、協力業者をご紹介します（別料金）。

料金

1時間1000円、以降30分ごとに500円

期間

2022年11月～2023年3月（試験実施中）



みなさんの「困った」を大募集！

安心して暮らせる

“支え合いの地域”を一緒に作りましょう◎

地域の方の力になりたい

“助っ人”大募集！

一緒に地域の困りごとを解決しませんか？

ご相談・ご依頼はこちら！

西地域コミュニティセンター



住所：宇都宮市西1丁目2番13号 宇都宮市立西小学校内
開館時間：午前9時から午後9時30分
受付時間：火～土曜日までの午前9時から午後5時
電話・ファクス：028-635-7141

お手伝いはこちら！

NPO法人とちぎユース
サポーターズネットワーク



住所：栃木県宇都宮市西原1丁目3-4 aret
営業時間：平日の午前10時から午後9時
電話：028-612-1575 ファクス：028-612-1585
メール：ysn_office@tochigi-ysn.net

主催：西地区ひまわり協議体（西地区第二層協議体）
運営協力：NPO法人とちぎユースサポーターズネットワーク
令和4年度NPOを活用した地域コミュニティ助け合い機能強化事業（栃木県県民部文化課）



2022年8月10日(水)、宇都宮市内に暮らすMさん(70代)より「お盆の前に庭をきれいにしてほしい」というご依頼があり、帝京大学の学生11名が庭掃除に伺いました。庭には雑草が生い茂っている箇所がいくつかありましたが、みんなで力を合わせたら1時間ほどであったという間にきれいに!! 枝や雑草で20個近くのごみ袋がいっぱいになりました。Mさんはきれいになりました庭を見て笑顔が浮かんでいました。学生も、「いい汗をかきました」「地域の方の温かさを感じられました」と達成感に満ちていました。まささらな陽が降り注ぐ晴れやかな夏日、とても楽しく活動できました。



2022年10月20日(木)、宇都宮市内に暮らす共働き世帯のIさん(40代)より「自宅の掃除を手伝ってほしい」というご依頼があり、帝京大学の学生3名が庭掃除・窓拭きに伺いました。窓ガラスをさっと拭いたのち、くしゃっと丸めた新聞で丁寧に拭いていきます。窓拭きのほかに、今回は草刈り機を使った庭掃除、池の水草取り、枝あつめといった作業を行いました。ピカピカになった窓とさっぱりした庭を見て、「さんはとっても嬉しそうでした。なんと「ありがとう」と畑で採れたさつまいもまでいただいたしまいました!! 秋晴れの空の下、なんでもない雑談を楽しみながら、ほっこりした1日でした。



お問い合わせ・ご依頼はこちら

…ご相談・ご依頼はこちら…

西地域コミュニティセンター
住所：宇都宮市西1丁目2番13号
宇都宮市立西小学校内
開館時間：午前9時から午後9時30分
受付時間：火～土曜日までの午前9時から午後5時
電話・ファクス：028-635-7141



…お手伝い(ボランティア)はこちら…

NPO 法人とちぎユース
サポーターズネットワーク
住所：栃木県宇都宮市西原1丁目3-4 aret
営業時間：平日の午前10時から午後9時
電話：028-612-1575
ファクス：028-612-1585
メール：ysn_office@tochigi-ysn.net



II 取組事例

【草むしりボランティア】

経緯：

令和元年 8月 困りごとや手伝えることについてアンケート実施
 11月 アンケート結果に基づいて意見交換
 ⇒ ニーズが高い「草むしり」について、
ボランティアの創出を検討

令和2年 7月 担い手と利用者の募集、ボランティア保険加入
 8月 草むしり活動試行

【活動の様子】

対象： 地区内の高齢者
 内容： 個人宅の草むしり
 (1時間程度)



※ 回覧で担い手と利用者を募集し、
協議体で結びつけた上で実施

【草むしり活動の仕組み】



効果（検討中の場合は、期待する効果）

作業依頼を通して、支援が必要な高齢者の現状を把握することができたほか、利用者と支援者のマッチング方法など、今後のボランティア活動に向けた、課題を見つけることができた。

【スマホ教室】

経緯：

令和2年 9月 高齢者の見守りや安否確認、困りごとの把握方法について意見交換
 → スマートフォンを日頃から高齢者に使用してもらうことにより、安否確認がしやすくなることや、地域のネットワークづくりにつながることから、高齢者向け「スマホ教室」の開催を提案

11月 協議体メンバーで「スマホ教室」試行
 12月 回覧にて参加者とスタッフを募集

令和3年 1月 「スマホ教室」開催

対象： 地区内のスマートフォン初心者
 内容： 電話をかける等の基本的な操作や、LINEの操作、詐欺に対する注意喚起など（定期的な開催を予定）



【「スマホ教室」の様子】

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 「スマホ教室」の場で地域の方々が多世代交流することができ、情報交換の場にもなった。
- ・ 定期的な開催することにより、参加者やスタッフ、協議体メンバー等、つながりづくりにつながる。

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ アンケート調査や情報共有を行ったことにより、地域の現状を把握することができた。
- ・ 「まずはできることからやってみる」という考え方にに基づき、自由に意見交換を行うことにより、取組に繋がる様々なアイデアを出し合うことができた。

IV 今後の方向性

- ・ 「スマホ教室」を活用した居場所づくりの検討
- ・ ボランティア活動による地域の繋がりづくりについて検討
- ・ 第2層生活支援コーディネーターの活動を通じた高齢者困りごとやニーズの把握

東地区

I 協議体の概要

名 称	東地区第2層協議体		
設置年月日	平成30年5月17日	開催頻度	24回/年
構成団体（◎：事務局）			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input checked="" type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	<input type="radio"/> 第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/>	その他（育成会）
設置方式			
<input type="checkbox"/> 新規設置	<input type="radio"/> 既存会議活用 (東地域まちづくり推進協議会福祉部会)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年 6月	説明会（まちづくり推進協議会委員等） → 地域包括ケアシステム，第1層協議体及び第2層協議体の仕組み等について共通理解を図った。		
11月	福祉対策委員会* → 地域包括ケアシステム，第2層協議体の概要について共通理解を図った。 ※ まち協福祉部会に設置した高齢福祉に係る具体的な取組等を検討する委員会（まちづくり推進協議会メンバーで構成，平成23年度設置）		
平成30年 1月	勉強会①（参加者：福祉対策委員会委員，有志住民等） → 第2層協議体の概要について共通理解を図った。		
2月	勉強会②（参加者：勉強会①の参加者） → 助け合いをテーマとした体験ゲーム，地域課題に関するグループワークを実施した。		
3月	勉強会③（参加者：勉強会①の参加者） → 第2層協議体の設置に向け，今後の進め方について検討を行った。 → 福祉対策委員会を第2層協議体として位置付けることについて合意形成		
5月	第2層協議体設置		
令和 2年 3月	福祉対策委員会（第2層協議体） → 「福祉対策委員会」の役割を「福祉部会」に引き継ぐこととして整理		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと，議論してきたこと）			
地域情報の共有， 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告，民生委員からの情報提供 ・ 地域ビジョン策定に伴い実施したアンケート調査結果の活用 		
支え合い活動について (見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「生活支援ボランティア隊結成準備チーム会議」設置による生活支援ボランティアの検討 		

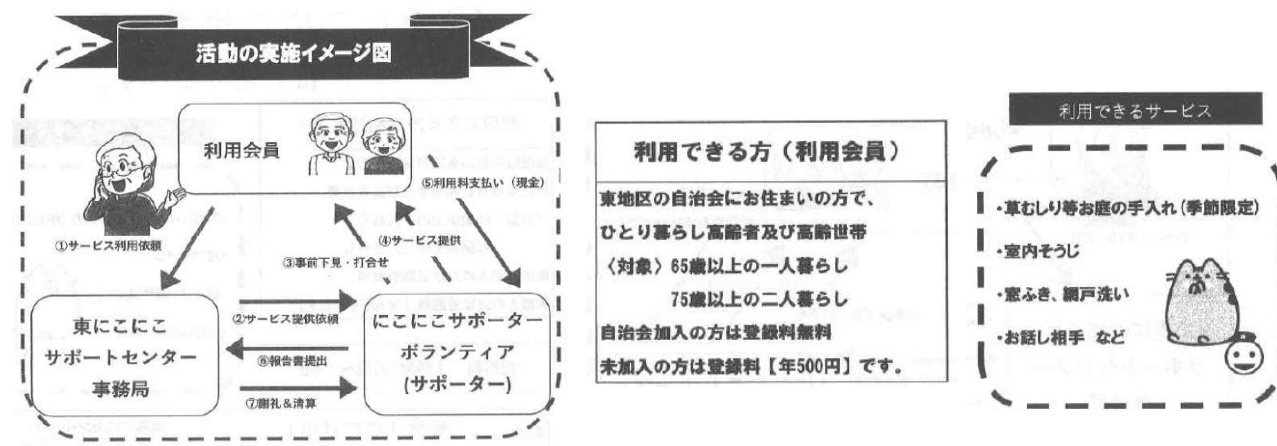
II 取組事例

【生活支援ボランティア「(仮称) 東にここサポーター」の検討】

内 容： 第2層協議体に、生活支援ボランティアの創出に向けた準備チームを設置し、具体的なサービス内容等について検討を行った。特に、介護保険サービスの対象とならないような、草むしりなどの日常生活のちょっとした困りごとについて、地域住民が担い手となり、支援を行う仕組みづくりを行った。

経 緯： 令和元年10月 福祉対策委員会（準備組織の設置について検討）
 11月 「生活支援ボランティア隊結成準備チーム会議（以下、チーム会議）」設置
 12月 チーム会議（サービス内容、人材の確保方法、受付体制について）
 令和2年 1月 「」（活動組織の名称、ボランティア保険について）
 2月 「」（活動内容をまとめた「東にここサポーター基本計画」（案）策定）
 令和4年 3月 「生活支援ボランティア組織会議（以下、組織会議）」に名称を変更
 4月 組織会議（生活支援コロナ禍における支援ニーズの変化を踏まえ、改めて支援内容等検討）
 ～11月 組織会議（お試し期間の設置、支援手順、周知方法、帳票等について）サポーター募集
 12月 組織会議（支援手順シミュレーション）
 令和5年 4～6月 お試し期間 ※予定

【「(仮称) 東にここサポーター」の活動イメージ】



効果（検討中の場合は、期待する効果）

支援を必要とする高齢者の把握（見守り）や、生活状況などに応じた支援ができるようになる。また、地域の人材が活躍できる機会につながる。

#

III 協議体を設置して、良かったこと

自治会はもとより、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の地域団体間で情報共有、高齢福祉に係る議論、具体的な取組の検討を行う場ができた。

IV 今後の方向性

生活支援ボランティアの活動開始に向けて、取組の周知や担い手の募集・養成（研修）を行う。